

放送局に係る表現の自由享有基準の認定放送持株会社の子会社に関する特例を定める省令の一部を改正する省令案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

○放送局に係る表現の自由享有基準の認定放送持株会社の子会社に関する特例を定める省令 (平成二十年総務省令第三十号)

改正案	現行
<p>(原則)</p> <p>第二条 認定放送持株会社の子会社による放送局 (人工衛星の無線局又は移動受信用地上放送をする無線局を除く。第五項を除き、以下同じ。) の開設は、放送をすることができる機会をできるだけ多くの者に対し確保することにより、放送による表現の自由ができるだけ多くの者によつて享有されるようにするため、次に掲げる者に該当しない者がしなければならない。</p> <p>一 その局以外の放送局に係る一般放送事業者 (以下この項及び第六条において「一般放送事業者」という。)</p> <p>二 一般放送事業者を支配する者</p> <p>三 第一号に掲げる者により支配される者</p> <p>四 第二号に掲げる者 (次項の条件に適合する認定放送持株会社を除く。) により支配される者</p> <p>2 認定放送持株会社の子会社による放送局の開設は、それに係る認定放送持株会社が次に掲げる条件に適合する場合における当該子会社がするものでなければならない。</p> <p>一 当該子会社が放送局を開設した場合において、次のイからハマまでに掲げる事項に反しないこと。</p> <p>イ その認定放送持株会社の子会社が開設する放送局の放送対象地域 (放送法 (昭和二十五年法律第百三十二号。以下「法」という。)) 第二条の二第二項第二号に規定する放送対象地域をいう。) が、他の子会社が開設する放送局の放送対象地域と重複するものでないこと (短波放送を行う放送局の放送対象地域と</p>	<p>(原則)</p> <p>第二条 認定放送持株会社の子会社による放送局 (人工衛星の無線局を除く。第五項を除き、以下同じ。) の開設は、放送をすることができる機会をできるだけ多くの者に対し確保することにより、放送による表現の自由ができるだけ多くの者によつて享有されるようにするため、次に掲げる者に該当しない者がしなければならない。</p> <p>一 その局以外の放送局に係る一般放送事業者 (以下この項及び第六条において「一般放送事業者」という。)</p> <p>二 一般放送事業者を支配する者</p> <p>三 第一号に掲げる者により支配される者</p> <p>四 第二号に掲げる者 (次項の条件に適合する認定放送持株会社を除く。) により支配される者</p> <p>2 認定放送持株会社の子会社による放送局の開設は、それに係る認定放送持株会社が次に掲げる条件に適合する場合における当該子会社がするものでなければならない。</p> <p>一 当該子会社が放送局を開設した場合において、次のイからハマまでに掲げる事項に反しないこと。</p> <p>イ その認定放送持株会社の子会社が開設する放送局の放送対象地域 (放送法 (昭和二十五年法律第百三十二号。以下「法」という。)) 第二条の二第二項第二号に規定する放送対象地域をい</p>

重複する場合を除く。)

ロ その認定放送持株会社が子会社とする地上系一般放送事業者(法第五十二条の三十第一項に規定する地上系一般放送事業者をいう。以下同じ。)が開設する放送局が属する放送系(法第二条の二第二項第三号の放送系をいう。)に係る放送対象地域の数(広域放送(放送法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十号)別表第一号(注)十二の広域放送をいう。)に係るものにあつては放送対象地域内にある都府県の数とする。)の合計が、十二以下であること。

ハ その認定放送持株会社及びその一若しくは二以上の子会社(一般放送事業者に限る。)又はその認定放送持株会社の一若しくは二以上の子会社(一般放送事業者に限る。)が、他の一般放送事業者を子会社としていないこと。

二 その認定放送持株会社の子会社でない一般放送事業者の役員で認定放送持株会社の役員(監査役を除く。以下この号において同じ。)を兼ねる者の総数が、その認定放送持株会社の役員(監査役を除く。以下この号において同じ。)の総数の五分の一を超えないこと。

三 その認定放送持株会社の子会社でない一般放送事業者の代表権を有する役員又は常勤の役員がその認定放送持株会社の代表権を有する役員又は常勤の役員(監査役を除く。)を兼ねていないこと。

3 認定放送持株会社の子会社による放送局の開設は、当該子会社、これを支配する者又はこれらにより支配される者であつて衛星放送業務(放送法施行規則第十七条の八第四項第四号に規定する衛星放送業務をいう。)又は移動受信用地上放送業務(同項第六号の二に規定する移動受信用地上放送業務をいう。)を行う者が同条に規定する基準に適合しない場合における当該子会社以外の者がするものでなければならない。

う。)が、他の子会社が開設する放送局の放送対象地域と重複するものでないこと(短波放送を行う放送局の放送対象地域と重複する場合を除く。)

ロ その認定放送持株会社が子会社とする地上系一般放送事業者(法第五十二条の三十第一項に規定する地上系一般放送事業者をいう。以下同じ。)が開設する放送局が属する放送系(法第二条の二第二項第三号の放送系をいう。)に係る放送対象地域の数(広域放送(放送法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十号)別表第一号(注)十二の広域放送をいう。)に係るものにあつては放送対象地域内にある都府県の数とする。)の合計が、十二以下であること。

ハ その認定放送持株会社及びその一若しくは二以上の子会社(一般放送事業者に限る。)又はその認定放送持株会社の一若しくは二以上の子会社(一般放送事業者に限る。)が、他の一般放送事業者を子会社としていないこと。

二 その認定放送持株会社の子会社でない一般放送事業者の役員で認定放送持株会社の役員(監査役を除く。以下この号において同じ。)を兼ねる者の総数が、その認定放送持株会社の役員(監査役を除く。以下この号において同じ。)の総数の五分の一を超えないこと。

三 その認定放送持株会社の子会社でない一般放送事業者の代表権を有する役員又は常勤の役員がその認定放送持株会社の代表権を有する役員又は常勤の役員(監査役を除く。)を兼ねていないこと。

3 認定放送持株会社の子会社による放送局の開設は、当該子会社、これを支配する者又はこれらにより支配される者であつて衛星放送業務(放送法施行規則第十七条の八第三項第四号に規定する衛星放送業務をいう。)を行う者が同条に規定する基準に適合しない場合における当該子会社以外の者がするものでなければならない。

4 前項の規定において支配とは、放送法施行規則第十七条の八第四項第七号に規定する支配をいう。

5 認定放送持株会社の子会社による放送局であつて次の各号に掲げる放送に係るものに関する表現の自由享有基準については、当該各号に規定する基準を準用する。

一 放送法施行規則第十七条の八第四項第二号に規定する特別衛星放送 同条第一項に規定する基準

二 放送法施行規則第十七条の八第四項第三号に規定する一般衛星放送 同条第二項に規定する基準

三 移動受信用地上放送 放送法施行規則第十七条の八第三項に規定する基準

4 前項の規定において支配とは、放送法施行規則第十七条の八第三項第七号に規定する支配をいう。

5 認定放送持株会社の子会社による放送局であつて放送法施行規則第十七条の八第三項第二号に規定する特別衛星放送又は同項第三号に規定する一般衛星放送に係るものの開設に関する表現の自由享有基準については、それぞれ同条第一項又は第二項に規定する基準を準用する。